

事業主様

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長  
(公印省略)

## 資格取得届等に個人番号記載の義務化及び住所管理の取扱い変更について

平素は健康保険組合の事業運営に格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、健康保険法施行規則の改正により、令和5年6月1日より「資格取得届」及び「被扶養者異動届」（以下「資格取得届等」という）について、個人番号の記載が義務となりました。

つきましては、今後、資格取得届等の記入に際しましては、下記にご留意のうえ、届出いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### ① 個人番号の記載義務と届出の事前確認の実施について

改正の内容としては、資格取得届等に個人番号の記載義務が明文化されました。また、事業主が健康保険組合に速やかに届出を提出できるよう（事実のあった日から5日以内）、事業主が内定者に対して、入社前に本人とその被扶養者の個人番号を求め、または記載事項に係る事実を確認することが必要となりました。

なお、資格取得届等の届出時点で個人番号が未発行の場合は、従来通り、後日「健康保険個人番号届」の提出をお願いします。

#### ② 資格取得届等への住民票住所等の記載について

資格取得届等には、個人番号もしくは住民票に記載されている氏名（漢字・カナ）・生年月日・性別・住所（5情報）の記載が必須となりました。従来、資格取得届等には、「居所」の記載をお願いしていましたが、今後は、「住民票住所」を記載していただきますようお願いいたします。

なお、資格取得時に住民票住所と居所が違う場合には、資格取得届等に「居所届」を添付してください。

また、今回の変更に伴い、「住所変更届」を更新しました。今後、住所・居所の変更があった場合は、新様式の「住所変更届」にて届出いただきますようお願い申し上げます。

※届出用紙は当組合ホームページからダウンロードできます。